

平成 26 年 3 月 11 日



「特許法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました ～「世界最速かつ最高品質の知財システム」の実現に向けて～

本日、「特許法等の一部を改正する法律案」が閣議決定されました。それを受け、本法案を第 186 回通常国会に提出します。本法案は、国際調和を図りつつ、地域の経済や雇用を支える中小企業・小規模事業者にとっても一層使いやすい知的財産制度を構築することを目的としています。また、本法案と合わせて、特許についての「権利化までの期間」を半減する等の特許審査における新たな数値目標を定めるとともに、新たに審査の品質管理に関する外部レビューの仕組みを導入することにより、「世界最速かつ最高品質の知財システム」を実現してまいります。

I 法案について

1. 法改正の趣旨

「日本再興戦略」及び「知的財産政策に関する基本方針」(いずれも平成 25 年 6 月閣議決定)を踏まえ、我が国は、今後 10 年間で、世界最高の「知的財産立国」を目指します。この実現に向け、知的財産の更なる創造・保護・活用に資する制度的・人的基盤を早急に整備するための措置を講じます。

2. 法案の概要

(1)特許法の改正

①救済措置の拡充

国際的な法制度に倣い、出願人に災害等のやむを得ない事由が生じた場合に手続期間の延長を可能とする等の措置を講じます(実用新案法、意匠法、商標法及び国際出願法にも同様の措置を講じます)。

②「特許異議の申立て制度」の創設

特許権の早期安定化を可能とすべく、「特許異議の申立て制度」を創設します。

(2)意匠法の改正

「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」(加入を検討中)に基づき、複数国に対して意匠を一括出願するための規定を整備し、出願人のコスト低減を図ります。

(3)商標法の改正

①保護対象の拡充

他国では既に広く保護対象となっている色彩や音といった商標を我が国における保護対象に追加します。

②地域団体商標の登録主体の拡充

商工会、商工会議所及びNPO法人を商標法の地域団体商標制度(※)の登録主体に追加し、地域ブランドの更なる普及・展開を図ります。

※地域団体商標制度とは、商標の登録要件を緩和し、「地域名＋商品名」等からなる商標の登録をより容易なものとする制度。(現行法上、登録主体は事業協同組合等に限定。)

(4)弁理士法の改正

「知的財産に関する専門家」としての弁理士の使命を弁理士法上に明確に位置づけるとともに、出願以前のアイデア段階での相談業務ができる旨の明確化等を行います。

(5)その他

国際的な法制度に基づき特許の国際出願をする場合の他国の特許当局等に対する手数料について、我が国の特許庁に対する手数料と一括で納付するための規定の整備を行います(国際出願法の改正)。

II 特許審査の新たな目標設定について

特許審査に関する従来目標は、「一次審査通知までの期間」(FA:First Action)を「平成 25 年度(2013 年度)末までに 11 月以内」(「FA11」)とすることでした。

これは本年度末に達成できる見込みです。

このような見通しのもと、昨年 12 月 13 日の「審査手続全体の更なる迅速化、効率化と審査の質の更なる向上のために、定量的な目標を設定するなどして、取り組みを強化する」旨の大臣指示を受けた検討の結果、特許審査の新たな目標設定を次のとおりいたしました。

今後 10 年以内(平成 35 年度(2023 年度)までに特許の「権利化までの期間」と「一次審査通知までの期間」をそれぞれ、14 月以内、10 月以内とします。

※1.「権利化までの期間」は、必要な審査体制の整備を通じ、実績 29.6 月(平成 24 年(2012 年)の平均)から半減することとなり、世界最速の水準となります。

※2.なお、「権利化までの期間」については、出願人が制度上認められている期間

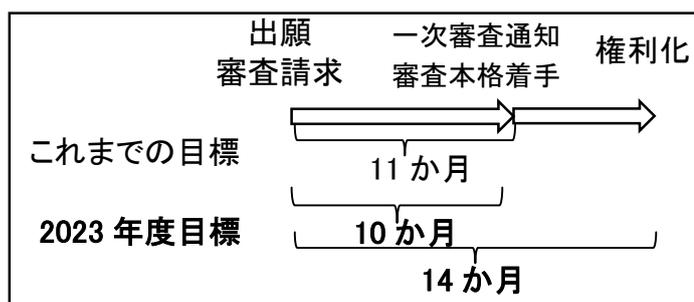
を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合を除きます。

また、審査の質の一層の向上を図るため、外部有識者によって構成される委員会を新たに今春にも設置し、品質管理の実施状況、実施体制等のレビューを受けることとします。

なお、「平成25年度特許審査の質についてのユーザーアンケート結果」(添付)にもあるように、特許審査については、出願人の方々の約半数から「満足」「比較的満足」との回答をいただいておりますが、同時に、「審査官による外国の特許文献の調査」「特許要件の一つである「進歩性」についての判断等」について、「不満」ないし「比較的不満」とする指摘も少なくありません。

特許庁としては、こういった指摘も真摯に受け止め、新たなレビューの仕組みのもと、更なる品質の向上に努めてまいります。

(参考)これまでの目標と今回の目標の比較



(参考)各国における権利化までの期間
(2012 年平均)

米国	31.7 か月
日本	29.6 か月
欧州	36.2 か月

半減

→ 14 か月
(2023 年度目標)

(本発表資料のお問い合わせ先)

I 法律案について

特許庁総務部総務課制度審議室長 山田

担当者:石山 山本

電話:03-3581-1101(内線 2118)

03-3581-5013(直通)

II 特許審査の新たな目標設定について

特許庁総務部総務課長 堂ノ上

担当者:木尾 渡辺

電話:03-3581-1101(内線 2101)

03-3593-0436(直通)

特許庁審査第一部調整課長 澤井

担当者:本間 伊藤

電話:03-3581-1101(内線 3107)

03-3501-0738(直通)

特許庁審査第一部調整課品質監理室長 笹野

担当者:西尾

電話:03-3581-1101(内線 3121)

03-3501-7459(直通)

平成25年度 特許審査の質についてのユーザーアンケート結果(概要)

○アンケート調査の概要

出願件数の多い国内企業及び外国企業の代理人を中心に、675 者を対象として、9 割以上の回収率を得ました。アンケート票は記名式で、審査の質に対する一般的な印象を尋ねる部分と、特許庁で無作為に選んだ個別の審査案件について尋ねる部分で構成されたものです。回答者の皆様に、この場を借りて御礼申し上げます。

1. 審査の質に対する評価の向上について

特許出願(国内)審査の質全般についての満足度は、審査官同士の統一的な判断に対する評価が向上したことなどから、5 段階評価で、「3:普通」～「5:満足」の評価が 92.5%と、昨年度よりも 4.3 ポイント上昇しました。「満足」と「比較的満足」の合計では 45.0%と、昨年度より 13.4 ポイント上昇しました(別添図 1)

また、国際出願について(特許協力条約(PCT)に基づく国際調査・国際予備審査)は、「普通」以上の評価が 94.6%と、昨年度と同等でしたが、「満足」と「比較的満足」の合計では 41.7%と、昨年度より 6.3 ポイント上昇しました(別添図 2)。

なお、特許審査に関する項目ごとの質問では、昨年度と同様に、

- ・ 審査官による国内特許文献の調査
 - ・ 審査官との面接・電話対応
 - ・ 発明が先行技術と同一のものでないかどうか(新規性)についての審査
- などに対して、満足または比較的満足とする評価が多いことがわかりました。

2. 特許審査に対するニーズについて

特許審査の質一般についての質問では、

- ・ 審査官間での統一的な審査判断
- ・ 審査官による外国特許文献の調査
- ・ 発明が先行技術から容易に考え出されたものでないかどうか(進歩性)についての審査

などに、不満または比較的不満とする指摘が少なくなく、改善へのニーズが高いことがわかりました(別添図 3,4)。

また、個別具体的な案件についての質問では、審査の質に不満または比較的不満と回答した理由として、

- ・ 審査官による通知書(拒絶理由通知)における記載ぶり
- ・ 発明の進歩性についての審査判断

に関する指摘が多く、個別の審査についてはこれらの充実を望む声が多いこともわかりました。

3. ニーズへの対応

上記のニーズに対応し、今後以下の点に取り組めます。

- ・ よりの確な審査判断に資するよう、ユーザーとの十分なコミュニケーションにより、意見・要望や研究開発の現状の把握に一層努めます。
- ・ 統一的な審査判断のため、審査官同士の協議をさらに充実させます。
- ・ 外国文献調査のため、検索環境を整備し、人材育成に注力します。
- ・ 出願人のみならず第三者の視点にも配慮した審査に一層努めます。

さらに、「特許審査に関する品質ポリシー」を策定し、来年度以降はこれに沿って世界最高品質の特許審査の実現に取り組めます。

(別添1)調査結果について

【総合評価】

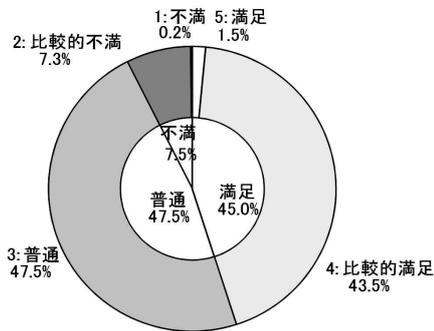


図1. 特許審査の質全般

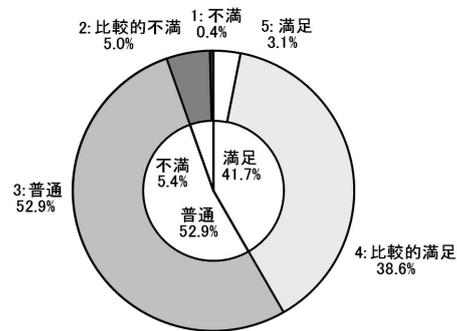


図2. PCT 国際調査等の質全般

【観点ごとの評価】

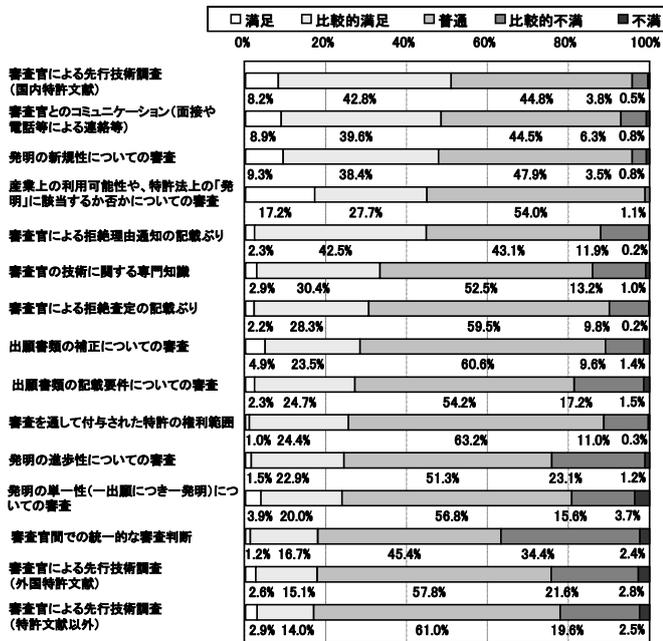


図3. 観点ごとの評価(国内特許出願)

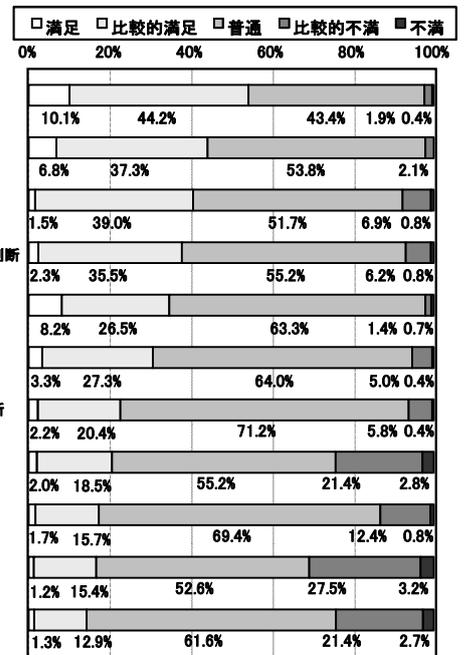


図4. 観点ごとの評価(PCT 国際調査等)

(別添2)調査の背景及び調査手法の概要

【調査の背景】

近年研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内外での知的財産戦略の重要性が一層増大している中で、特許審査の質の維持・向上に対する内外の要請に応え、有用な特許権の設定を行うことが重要です。

そのため、出願人や権利を行使される第三者のニーズや期待を適切に把握し、これに応えるべく継続的な改善を図っていくことが必要です。また、知的財産推進計画 2011～2013 において、国際的に信頼される安定した特許権の設定を行うため、ユーザーによる特許審査の品質評価の確立・実施が求められています。

当該アンケート調査は、平成 24 年度に開始し、継続的なニーズや期待の把握を目的として平成 25 年度も同様の規模で実施しました。

【調査手法の概要】

(1)調査方法

本調査は、出願件数の多い企業等を中心に、特定の条件で抽出した対象者に対して、アンケート調査票を送付、回収することにより実施しました。

(2)回収状況

本調査では、ユーザー675 者、出願案件 2,847 件を対象としました。昨年度と同様に、回収率にして 9 割以上のご協力をいただいております、ユーザーの関心の高さを示しています。

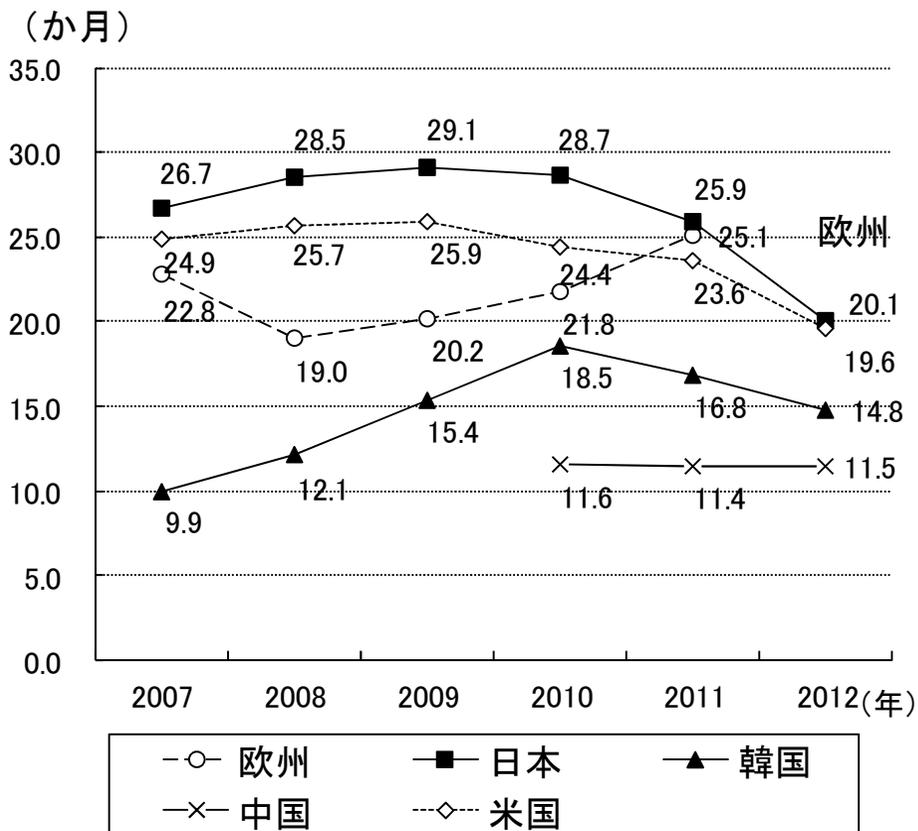
(3)調査の内容

本調査ではユーザーに対し、以下の内容について質問しました。

- ・ 特許審査の質一般について
 - ・ 特許審査の質全般についての 5 段階評価
 - ・ 審査手続の質に関する 10 項目以上の観点についての 5 段階評価
- ・ ランダムに抽出された特定の出願案件における審査の質について
 - ・ 当該案件の審査の質についての 5 段階評価
 - ・ 満足(または比較的満足)や不満(または比較的不満)であった場合の具体的な理由について

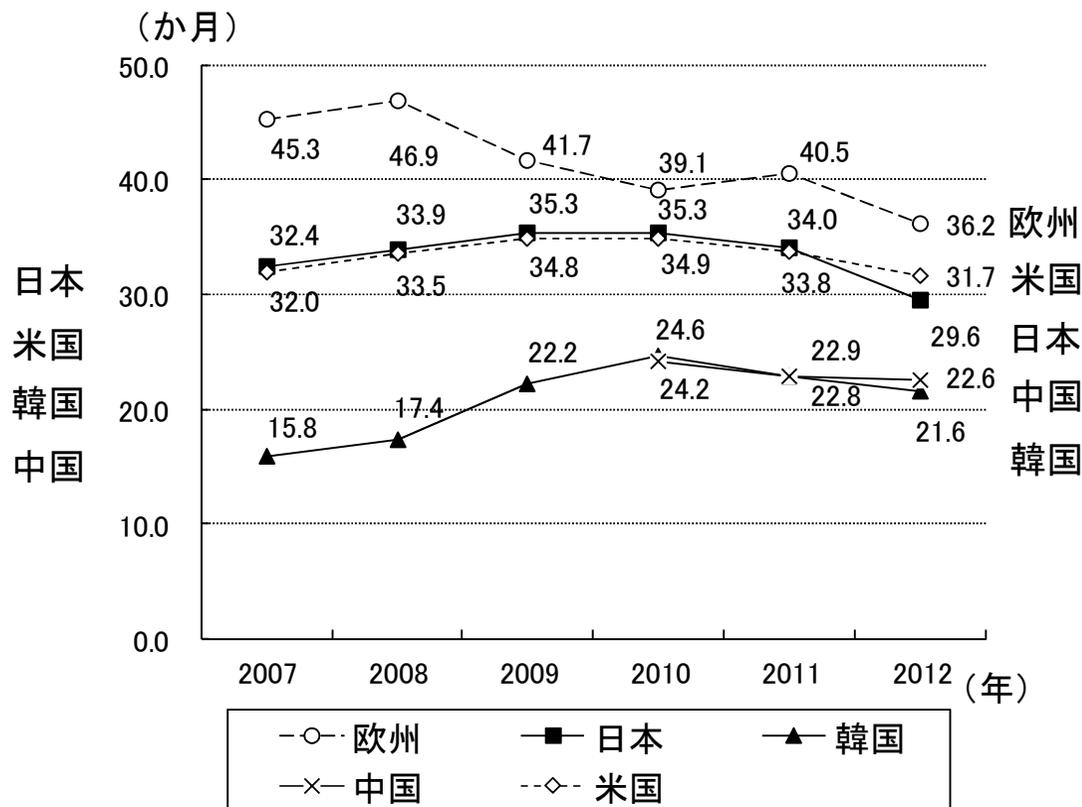
また、結果の分析では、上記観点ごとの評価についての詳細な分析や、個別出願案件に対するユーザーの指摘を詳細に分類した分析などにより、特許審査における具体的な改善課題を探ることに主眼を置きました。

【日米欧中韓特許庁のFA期間】



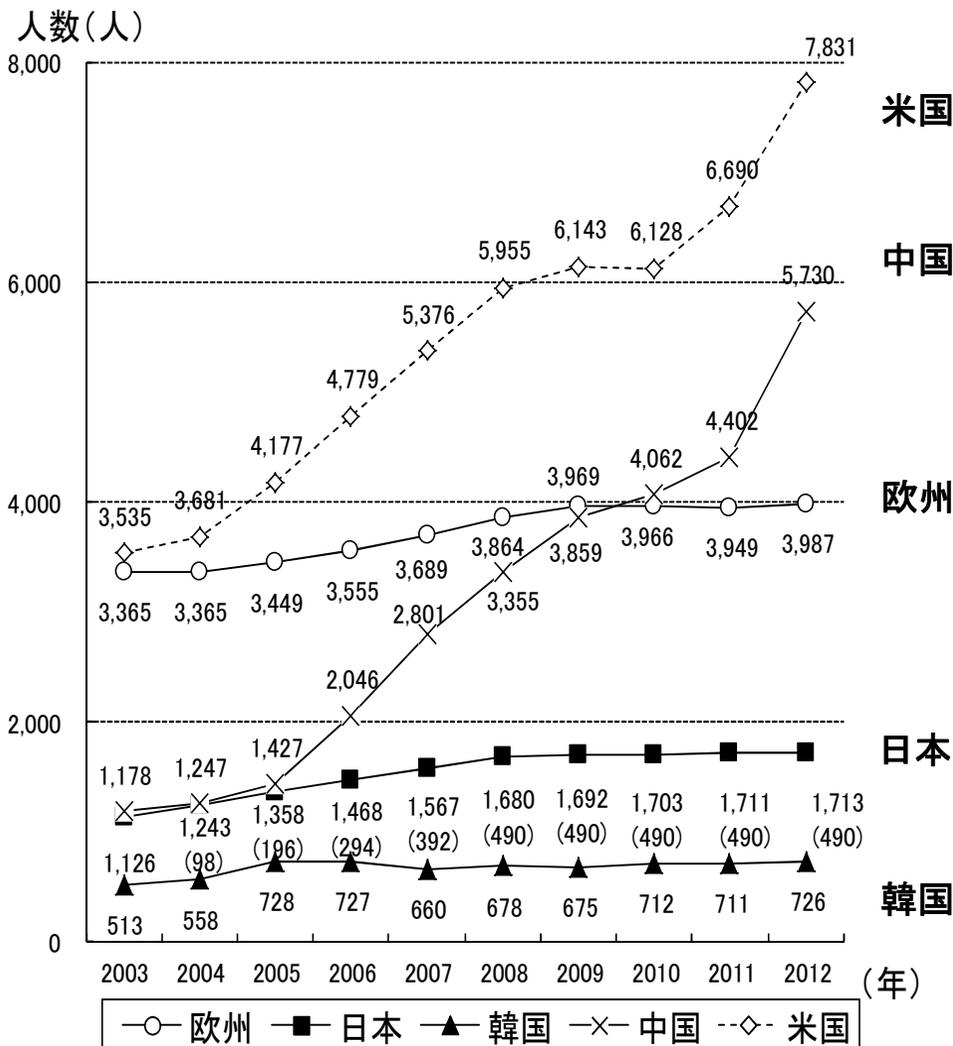
(出所) IP5 Statistics Report 2012

【日米欧中韓特許庁の権利化までの期間】

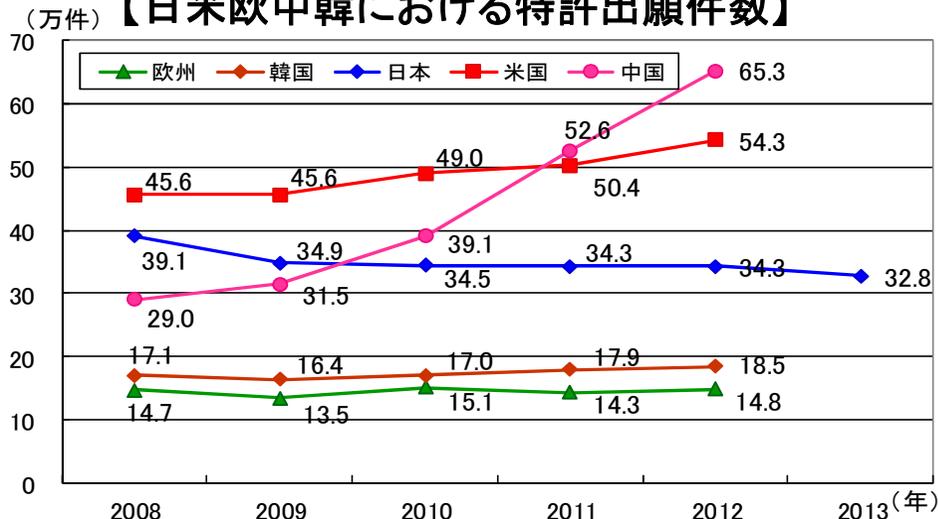


(出所) IP5 Statistics Report 2012

【日米欧中韓特許庁の特許審査官数の推移】

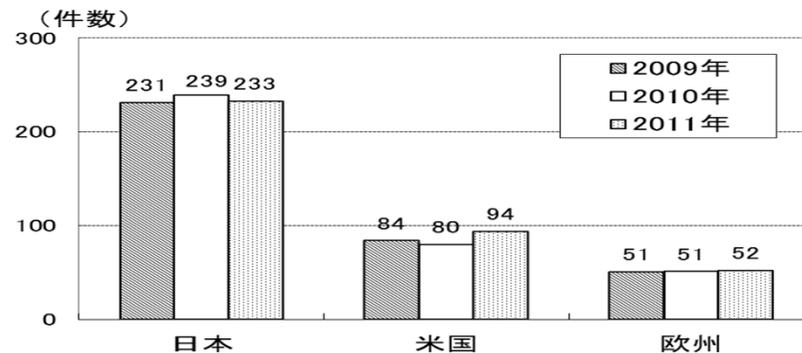


【日米欧中韓における特許出願件数】



(出典)特許庁年次報告書(2013年版)
※2013年の日本の数値は速報値

【一審査官当たりの年間特許審査処理件数】



(備考) 日本、米国の審査処理件数＝一次審査件数＋国際調査報告件数
欧州の審査処理件数＝サーチレポート件数＋国際調査報告件数
(資料) 各国とも三極統計及び年報のデータから算出。